

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	（中小企業支援室）	一
告 示		
○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（ 同 ）	二
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	（ 同 ）	二
○農用地利用配分計画の認可	（農業振興課）	三
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	（水産業振興課）	三
○指定管理者の指定（四件）	（水産業基盤整備課）	三
○海岸保全区域の変更	（ 同 ）	四
○道路の区域変更	（道路課）	四
○道路の供用開始	（ 同 ）	四
○証紙売りさばき人の指定	（会計課）	五
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		五
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十七年分）		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十八年分）		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十九年分）		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分（令和元年分））		七

ページ

## 規 則

- 資金管理団体の届出  
○資金管理団体の届出事項の異動届  
○資金管理団体の指定取消し等の届出  
宮城県漁業調整委員会  
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催

九 九 九 八

## 告 示

- 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年一月二十一日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 宮城県規則第一号  
中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則  
中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の十七の項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。
- 宮城県告示第四十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和二年一月二十一日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なの花薬局たじり店	大崎市田尻沼部字新富岡三十四ー一	株式会社なの花東北	青森県八戸市石堂二丁目二十四番三十号	令和元年十月一日
おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二ー十五	おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二ー十五	令和元年五月一日

二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
なの花薬局たじり店	大崎市田尻沼部字新富岡三十四ー一	株式会社なの花東北	青森県八戸市石堂二丁目二十四番三十号	令和元年十月一日
おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二ー十五	おおはし薬局	石巻市大橋三丁目二ー十五	令和元年五月一日

○宮城県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
居宅介護支援事業所おんりープラン	栗原市築館薬師二丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師二丁目百十番地一	令和元年九月一日
訪問介護おんりいケア	栗原市築館薬師二丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	栗原市築館薬師二丁目百十番地一	令和元年九月一日
新	栗原市築館伊豆三丁目二百四十六ー二			
旧	栗原市築館伊豆三丁目二百四十六ー二			

○宮城県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法

律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
アースサポート東塩釜	塩釜市藤倉二丁目十九番三十号	アースサポート株式会社	居宅介護支援	令和元年十月一日

○宮城県告示第四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年一月二十一日

○宮城県告示第四十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町東部加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称  
気仙沼漁港の駐車場

二 指定した団体の名称

気仙沼市

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

雄勝漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称  
磯崎漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合  
石巻市開成一番二十七

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和二年一月二十一日

一 公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設（釜の渚泊地）

二 指定した団体の名称及び所在地

塩釜市漁業協同組合

塩釜市新浜町三丁目三十番十七号

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十一年宮城県告示第百十号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区	海岸の名称
三陸南沿岸	横沼漁港	横沼地区	
<p>次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域の三級基準点</p> <p>イ点 A点 基点 A点から二七八度〇〇分二四五・〇メートルの地点</p> <p>ロ点 A点 基点 A点から二七六度〇〇分二二三・〇メートルの地点</p> <p>ハ点 A点 基点 A点から二七三度〇〇分二二〇・〇メートルの地点</p> <p>ニ点 A点 基点 A点から二七〇度〇〇分二一七・〇メートルの地点</p> <p>ホ点 A点 基点 A点から二六七度〇〇分二一四・〇メートルの地点</p> <p>ヘ点 A点 基点 A点から二六四度〇〇分二一一・〇メートルの地点</p> <p>ト点 A点 基点 A点から二六一度〇〇分二〇八・〇メートルの地点</p> <p>チ点 A点 基点 A点から二五八度〇〇分二〇五・〇メートルの地点</p>			
指定区域			

○宮城県告示第五十一号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和二年一月二十一日

一 道路の種類 県道

二 道路名 西成田宮床線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ネ点	ソ点	レ点	タ点	ヨ点	カ点	ワ点	ラ点	ル点	リ点	チ点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
から	から	から	から	から	から	から	から	から	から	から
二五七度〇〇分四〇・〇	二五八度〇〇分四〇・〇	二五九度〇〇分四〇・〇	二六〇度〇〇分四〇・〇	二六一度〇〇分四〇・〇	二六二度〇〇分四〇・〇	二六三度〇〇分四〇・〇	二六四度〇〇分四〇・〇	二六五度〇〇分四〇・〇	二六六度〇〇分四〇・〇	二六七度〇〇分四〇・〇
メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点	の地点

○宮城県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年一月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一三・四	八・六	二二・四	二二・四	一八三・〇
三二・八	二二・四	二二・四	二二・四	一八三・〇

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道線	西成田宮床	富谷市穀田郷ノ目一四番一地从先から 同市富谷根崎沢一番三地先まで	令和二年 一月二十一日

○宮城県告示第五十三号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社石巻自動車学校	売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
千葉 哲朗	代表取締役	石巻市山下町二丁目二番五十四号	令和二年一月十四日	

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地（第一号） 公職の種類 村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

自由民主党宮城県支部 中野 正志 伊藤 清二 仙台市青葉区中央二丁目三〇 参議院議員 〇 令和元年十二月二十六日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

自由民主党志 小田島正博 伊藤 律子 栗原市志波姫新原二九〇 〇 令和元年十二月六日  
波姫支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

板橋みほ後援会「花 板橋 美保 板橋 京子 名取市高館熊野堂字岩口下三七一 令和元年十二月二十四日  
笑む会」 一 一

菊地まさお後援会 菊地 昌夫 菊地美紀子 名取市相互台二一〇一三 令和元年十二月十三日

ざおう民衆党 平間 徹也 平間 徹也 刈田郡蔵王町円田東下一一五 令和元年十二月十二日

笹森なみ後援会 鹿又 輝男 阿部 勝男 名取市手倉田字山二六七一一二 令和元年十二月一日

丹野秀明後援会 丹野 秀明 佐藤 麻衣 名取市高柳字圭田三二二一一 令和元年十二月十六日

門田よしのり後援会 佐藤 學 門田富士子 遠田郡涌谷町字新町裏一五四 令和元年七月三十一日

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党仙台若林総支部 竹中 栄雄 主たる事務所の所在地 仙台市若林区南鍛冶町一〇一 一 五 仙台市若林区大和町五一四一二 令和元年十二月十二日

代表者の氏名 竹中 栄雄 菊地 昭一  
会計責任者の氏名 斎藤 久義 山口 紀男

自由民主党中田支部 石塚 義隆 会計責任者の氏名 渡邊 武光 佐藤 勝 令和元年十二月二十日

自由民主党宮城県港湾支部 中村 俊智 会計責任者の氏名 高柳 紀之 芝原 英彰 平成三十一年四月一日

自由民主党宮城県薬 劑師支部	山田 卓郎	代表者 の氏名	山田 卓郎	佐々木孝雄	令和元年 八月二十四日
立憲民主宮城県第 2区総支部	鎌田さゆり	会計責任者 の氏名	加茂 雅行	山田 卓郎	令和元年 十二月一日
(二) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
あべかつのり後援会	櫻井 清孝	代表者 の氏名	最上 和昭	土井 和幸	令和元年 五月一日
石垣のりこ後援会	小川のり子	代表者 の氏名	仙台市青葉区本 町三―五―二―一	仙台市青葉区二 日町二―一―	令和元年 十二月二日
石巻福祉環境政策研 究会	阿部 敬吉	代表者 の氏名	西尾 一成	大嶋 茜	令和元年 十月三十一日
上田万作一後援会	佐藤 博	代表者 の氏名	上田てい子	我妻 一次	令和元年 十二月十九日
MSS政策研究会	笠水上拓也	代表者 の氏名	佐々木直斗	須藤 好洋	令和元年 十一月二十六日
菊地康彦後援会	渡辺 義信	代表者 の氏名	鈴木 京子	菊地たか子	令和元年 十二月十五日
たていし光弘後援会	佐藤 好郎	代表者 の氏名	佐藤 好郎	齋藤 清幸	令和元年 十二月二十一日
PATOAの会	佐藤 優樹	代表者 の氏名	佐藤 優樹	遠藤 拓弥	令和元年 十二月二日
平井みどりと歩む会	平井 緑子	代表者 の氏名	仙台市青葉区柏 木三―二―二―七	仙台市宮城野区 原町一―三―一―六	令和元年 十一月一日
緑の会	平井 緑子	代表者 の氏名	仙台市青葉区柏 木三―二―二―七	仙台市宮城野区 原町一―三―一―六	令和元年 十一月一日
宮城県藤井基之薬劑 師後援会	山田 卓郎	代表者 の氏名	山田 卓郎	佐々木孝雄	令和元年 八月二十四日
宮城県本田あきこ後 援会	山田 卓郎	代表者 の氏名	山田 卓郎	佐々木孝雄	令和元年 八月二十四日

宮城県薬劑師連盟	山田 卓郎	代表者 の氏名	山田 卓郎	佐々木孝雄	令和元年 八月二十四日
八島利美後援会	黒田 正敏	代表者 の氏名	角田市角田字大 町六―一―	角田市高倉字新 町一九四―五	令和元年 十二月一日
○宮選管告示第三号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。					
令和二年一月二十一日					
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫					
(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日			
板橋美保後援会「なでしこ会」	板橋 美保	令和元年十一月二十六日			
一條芳弘後援会	一條 芳弘	令和元年十二月二十三日			
かくた充由仙台後援会	千田 勝見	令和元年十一月三十日			
門脇政喜後援会	門脇 政喜	令和元年十二月十七日			
これからの石巻を考える会	門脇 政喜	令和元年十二月十七日			
仙南政治研究会	富樫 恒平	令和元年十一月二十五日			
宝の都(くに)おおさきを創る市民の会	木村信一朗	令和元年十一月十日			
○宮選管告示第四号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと おり公表する。					
令和二年一月二十一日					
宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫					
(その他の政治団体)					
政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)					
板橋美保後援会「なでしこ会」					

報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○高選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

板橋美保後援会「なでしこ会」

報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○高選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

板橋美保後援会「なでしこ会」

報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○高選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

板橋美保後援会「なでしこ会」

報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○高選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

一條芳弘後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 一條 芳弘

資金管理団体の届出に係る公職の種類 柴田町議会議員

報告年月日 1.12.23 (1.12.23解散)

- 1 収入総額 44,376
- 前年繰越額 44,376
- 2 支出総額 0

これからの石巻を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 門脇 政喜

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員

報告年月日 1.12.17 (1.12.17解散)

1 収入総額	0	1 収入総額	0
2 支出総額	0	2 支出総額	0
(その他の政治団体)		仙南政治研究会	
板橋美保後援会「なでしご会」		報告年月日 1.12.19 (1.11.25解散)	
報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)		1 収入総額	324,182
1 収入総額	0	前年繰越額	276,180
2 支出総額	0	本年収入額	48,002
かくだ充由仙台後援会		2 支出総額	324,182
報告年月日 1.12.27 (1.11.30解散)		3 本年収入の内訳	
1 収入総額	318,148	寄附	48,000
本年収入額	318,148	政治団体分	48,000
2 支出総額	318,148	その他の収入	2
3 本年収入の内訳		一件十万円未満のもの	2
個人の党費・会費	(40人) 71,000	4 支出の内訳	
寄附	187,148	政治活動費	324,182
個人分	187,148	組織活動費	243,385
借入金	60,000	選挙関係費	36,540
千田 勝見	60,000	寄附・交付金	44,257
4 支出の内訳		5 寄附の内訳	
経常経費	127,249	(政治団体分)	
備品・消耗品費	955	年間五万円以下のもの	48,000
事務所費	126,294	宝の都(くに)おおさきを創る市民の会	
政治活動費	190,899	報告年月日 1.11.22 (1.11.10解散)	
組織活動費	112,996	1 収入総額	25,589
寄附・交付金	17,903	前年繰越額	25,589
その他の経費	60,000	2 支出総額	25,589
5 寄附の内訳		3 支出の内訳	
(個人分)		政治活動費	25,589
年間五万円以下のもの	187,148	寄附・交付金	25,589
門脇政喜後援会		○宮城県告示第九号	
報告年月日 1.12.17 (1.12.17解散)		政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金	



管理団体の届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

菊地 昌夫 名取市議会議員 菊地まさお後援会 名取市相互台二一ー一三

令和元年十二月十二日

○宮選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

小川のり子 石垣のりこ後援会

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区本町三ー五ー二一

令和元年十二月二日

平井 緑子 平井みどりと歩む会

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区柏木三ー二ー二七

令和元年十一月一日

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出  
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

一條 芳弘 一條芳弘後援会

これからの石巻を考える会

令和元年十二月二十三日  
令和元年十二月十七日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。  
令和二年一月二十一日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	対象地区
令和二年二月五日 午前十時三十分から 正午まで	宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 二〇一、二〇二会議室	石巻市北上町十三浜から 石巻市渡波まで
令和二年二月五日 午後一時から 午後二時まで	宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 二〇一、二〇二会議室	気仙沼市及び南三陸町
令和二年二月五日 午後二時十分から 午後三時十分まで	宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 二〇一、二〇二会議室	東松島市から山元町まで

二 公聴会において意見を聴こうとする案件  
漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権及び第一種共同漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について